

避難行動要支援者 登録制度 ガイドブック



日頃から“もしもの災害”に備えましょう。
災害時には地域の支え合いが何より重要です。
平常時から、このガイドブックをご活用ください。



国分寺市

令和7年7月発行

目 次

	ページ
～はじめに～	2
災害が発生したら	3
避難行動要支援者とは	5
避難者の支援体制	6
安否確認カード	8
I 日頃の備えは	10
• 今できることを考えましょう	10
• 地震や災害に備えて	12
👉 ここでワンポイント①	13
II 災害時の行動と準備は	14
• 目の不自由な方は	14
• 耳の不自由な方は	15
• 体の不自由な方は	16
• 知的障害のある方は	17
• 内部障害（難病患者を含む）のある方は	18
• 精神障害のある方は	19
👉 ここでワンポイント②	20
• 高齢者の方は	22
• 妊産婦の方は	23
• 乳幼児のいる方は	24
III 避難所での生活について	25
👉 ここでワンポイント③	26
災害時避難施設の名称と役割	28

～はじめに～

国分寺市では、災害時に地域からできる限り犠牲者を出さないようにするため、自力または家族のみでの避難が困難な方を対象に、地域の支援者が安否確認や避難の介助を行うための災害時要援護者登録制度を設けました。平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、この制度を発展させた避難行動要支援者登録制度を新たに設け、運用することとなりました。

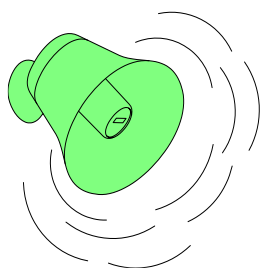
災害時要援護者登録制度の運用で培われたノウハウを生かし、避難行動要支援者ご自身とそのご家族が日頃から準備しておくことや災害時に必要な支援を呼びかける手引きとなるよう、ガイドブックとしてまとめました。



▲ 災害が発生したら

国分寺市では、災害情報を市民の皆さんへ伝える手段として、音による方法（防災行政無線）と、文字による方法（生活安全・安心メール）の2種類を整備してあります。

★防災行政無線



市役所に設置された気象庁の震度計が震度5弱以上の地震を感知すると、無線設備が自動的に起動し、市内に設置してある防災行政無線から発生震度をお知らせします。

*防災無線ダイヤルインで、防災無線の内容が確認できます。
電話番号 042-312-2000

★生活安全・安心メール

平成20年12月より、すでに運用が開始されている「国分寺市生活安全・安心メール」を利用し、災害情報についても配信しています。これは、携帯電話などのメール機能を利用したシステムで、文字による情報を提供するため、耳の不自由な方でも災害に関する情報を知ることができます。

またホームページやX(イクス) (旧ツイッター)でも災害に関する情報を知ることができます。





空メールを利用して登録

「t-kokubunji@sg-p.jp」へ空メールを送信してください。

自動返信メールから登録フォームにアクセスしてください。



二次元コードを利用して登録

下記 二次元コードをバーコードリーダー機能等で読み込んでください。

自動的にメールの送信先が「t-kokubunji@sg-p.jp」になりますので、そのまま空メールを送信してください。

▼PC・スマートフォン



▼フィーチャーフォン



生活安全・安心メールの詳細につきましては、市の公式ホームページでご確認いただけます。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>

くらしの情報 > 防犯・防災 > 防犯 > 国分寺市生活安全・安心メール

避難行動要支援者とは

災害が発生したとき、自力または家族の支援のみでは避難することが難しく、避難時に支援を要する方です。

以下の要件に該当する方は自動的に避難行動要支援者名簿に登録されます。

- (1) 介護保険の要介護4・5の方
- (2) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
※ 内部障害については呼吸器障害の方のみ
- (3) 愛の手帳1・2度の交付を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

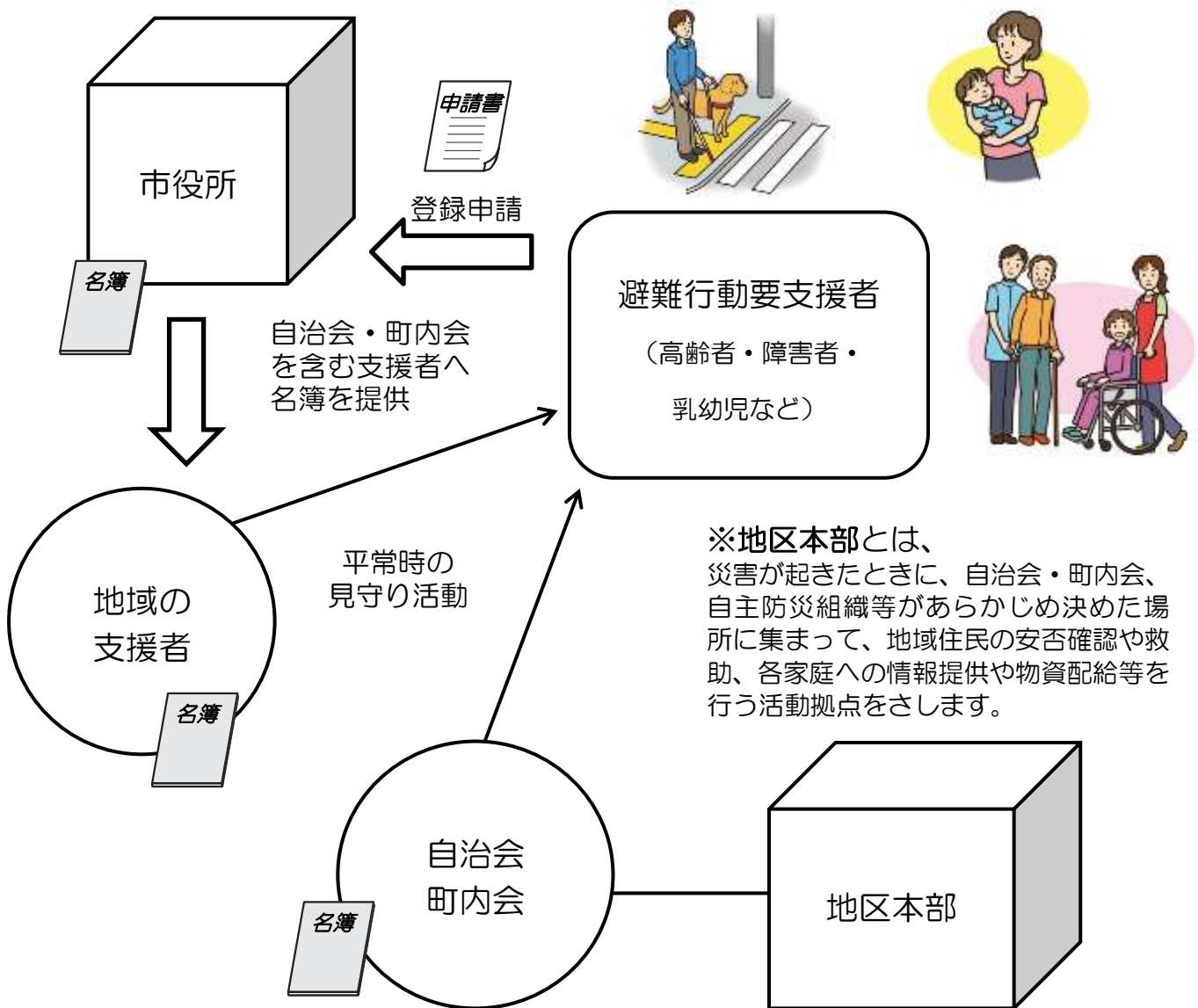
また、避難行動要支援者として災害時の支援を受けたい方は、申請により名簿に登録することができます。



避難行動要支援者は、災害時に被害を受けやすく、避難に手助けを必要とします。避難行動要支援者の被害を最小限に食い止めるためには、ご本人やそのご家族、地域住民の方々が災害に対する知識や心構えを身につけて、いざというときに連携がとれるよう日頃から備えておくことが大切です。

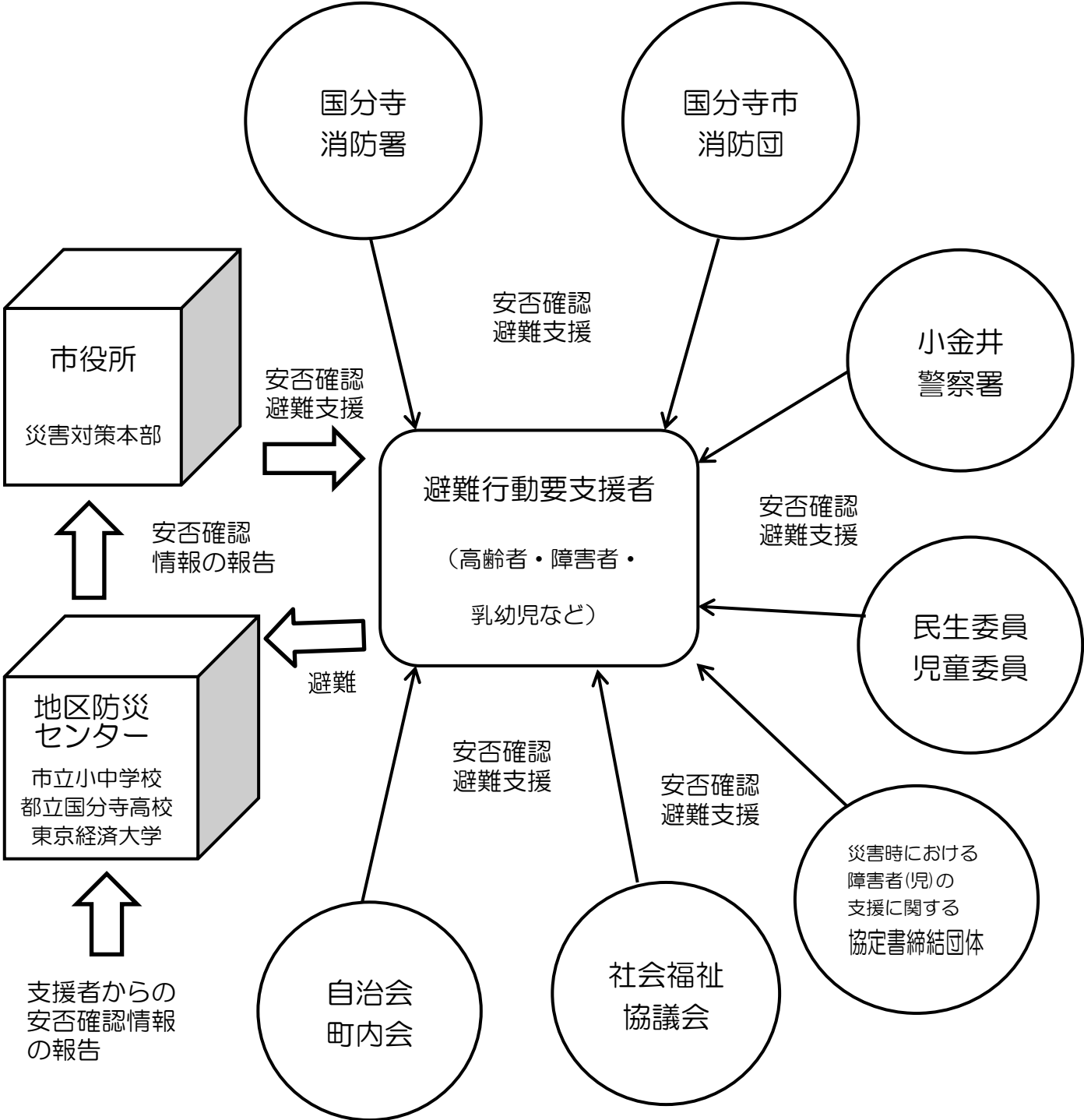
【平常時】避難者の支援体制

市の保有する情報に基づき避難行動要支援者を名簿に登録するほか、申請による登録も併せて行います。市は支援者に対し名簿を提供します。支援者は名簿情報を元に、避難行動要支援者の所在や特徴を把握し、災害発生時に迅速に避難支援等が行えるよう努めます。



【災害発生時】避難者の支援体制

災害発生時には、市と全支援者が避難支援等を行います。



安否確認カード

避難行動要支援者名簿に登録された方と支援者の方へ事前にお渡ししている「安否確認カード」（黄色のカード）は、災害時に登録者の安否及び避難完了等が確認できた場合に使用します。

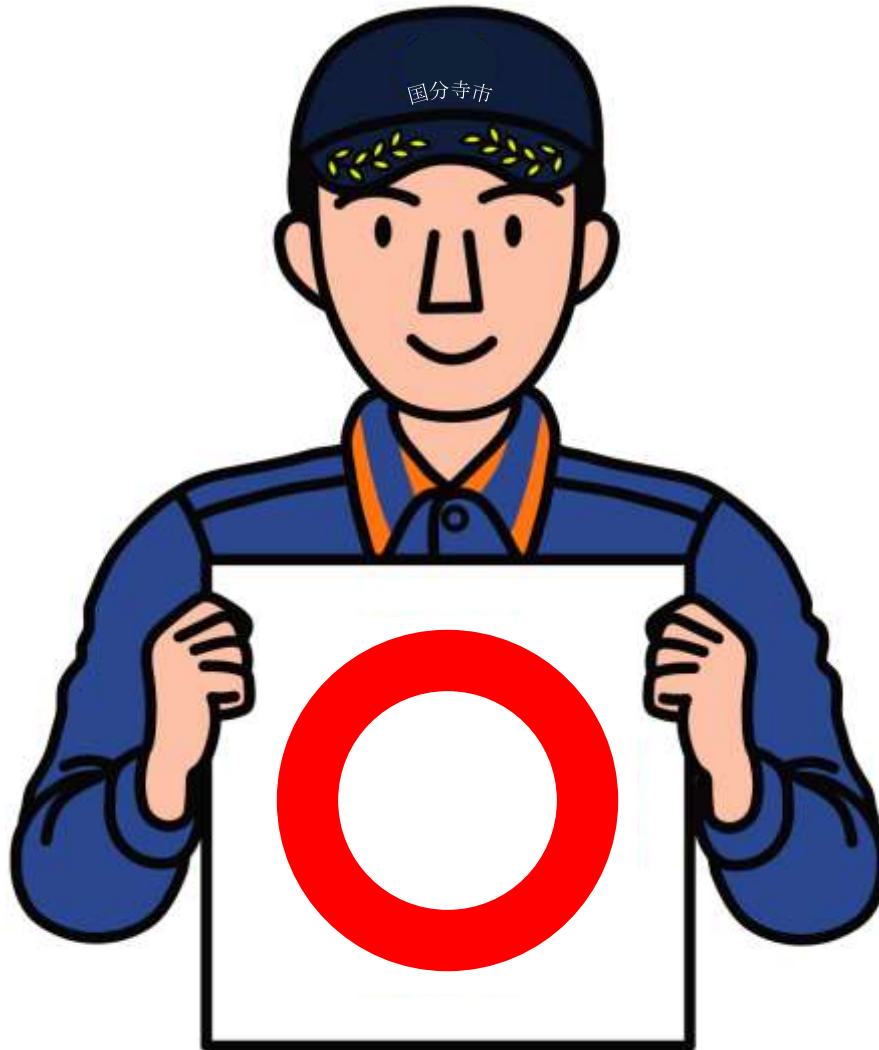
最初に安否を確認した支援者が、安否確認カードを登録者宅の表札付近やポスト、門扉などの見やすい場所に掲示をします。

安否確認カードには、確認した日時、確認者名などを記入します。

また、支援者が駆けつける前に登録者ご自身で避難される際、時間に余裕がある場合は、ご自分で安否確認カードを表札付近やポスト、門扉などの見やすい場所に貼りつけ、その後駆けつけた支援者がわかるようにしてください。



●安否確認カード（実物はA5サイズ）



日付		確認者	<input type="checkbox"/> 民生委員	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会
			<input type="checkbox"/> 消防団	<input type="checkbox"/> 消防署
登録者 番号		氏名	<input type="checkbox"/> 社協	<input type="checkbox"/> 警察署
			<input type="checkbox"/> 市職員	

ご自身で貼る場合は、貼る方の名前を記入してください。

避難行動要支援者とその家族のために

I 日頃の備えは

▲ 今できることを考えましょう

- 起きてからでは、間に合わない

災害が発生すると、自分の周りの生活状況が一変します。災害が起きてからでは、間に合いません。日頃からご自身やご家族を守る意識を高め十分な準備が必要です。

- 暮らしの中の備え

室内でケガをしないために、家具類の転倒防止、照明器具の落下防止用の固定金具の取り付けや、足を傷つけないために、あらかじめ靴の用意やガラスの飛散防止のための透明フィルムを貼るなど、暮らしの中の備えをしておきましょう。

- 最低3日分の生活の備え

被災したインフラなどが回復するまで時間がかかる場合があります。最低3日間は自力で生活できるように、食糧・水などの備蓄をしておきましょう。



- 非常持出品の用意

「いざ避難！」というときに備えて、非常持出品を用意し、ひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておきましょう。

非常持出品の中には、かかりつけ医療機関や主治医の連絡先、日頃服用している薬を明記したメモなどを準備しておきましょう。

- 身分証の携帯

災害時に身元がわかるように、運転免許証、健康保険証、障害者手帳などの身分証を携帯しましょう。

- ご家族やご近所、身近な方々との話合い

市や自治会・町内会、マンションなどの防災消防訓練には積極的に参加して、自分のことを知ってもらいましょう。

市や自治会・町内会で決められた避難場所、避難経路、連絡方法などを日頃からご家族と話し合い、ご家族全員の安否確認の方法や連絡先を決めておきましょう。

うわさやデマに惑わされず、正しく信用のおける情報を手に入れましょう。



地震や災害に備えて

一般的な防災グッズのほか、ご自分やご家族の障害や病気のケアに関するものを必ず用意しておきましょう。

緊急時の医療体制について、病院や主治医と相談しておきましょう。

家族で点検しよう

非常持出品点検表（一例）

<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 救急セット（薬）	<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> 障害者手帳	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<input type="checkbox"/> おくすり手帳
<input type="checkbox"/> 貴重品	<input type="checkbox"/> 印鑑・預金通帳	<input type="checkbox"/> 現金（小銭）
<input type="checkbox"/> 衣類	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 筆談用具
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 乾電池
<input type="checkbox"/> 携帯電話用充電器	<input type="checkbox"/> 緊急ホイッスル	<input type="checkbox"/> ヘルメット・防災頭巾
<input type="checkbox"/> 手袋（軍手）	<input type="checkbox"/> 毛布（災害用ブランケット）	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
<input type="checkbox"/> 粉ミルク・ほ乳瓶	<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ
<input type="checkbox"/> 食糧（乾パン・缶詰・インスタント食品など）		<input type="checkbox"/> 携帯トイレ

○持出品の重さ・大きさに注意し、重すぎないようにしましょう。

○メガネ、入れ歯、補聴器など、普段使用しているものは忘れずに。

○必ず、靴を履いて外へ出るようにしましょう。

★余裕があれば、ご自分で「安否確認カード」表示を

支援者が駆けつける前に登録者ご自身で避難される際、時間に余裕がある場合は、ご自分で安否確認カードを表札付近やポスト、門扉などの見やすい場所に貼りつけ、その後駆けつけた支援者がわかるようにしてください。

→8・9ページ

ここでワンポイント①

～ 家具類の転倒・落下防止のチェック ～

- 大きな家具は、器具を使って壁や天井に固定していますか。
- 器具を取り付けている壁や天井には、十分な強度がありますか。
- 二段重ねの家具は、上下を連結していますか。
- ガラスにフィルムを貼るなど、飛散防止をしていますか。
- 収納物が飛び出さないように、戸棚等開放防止器具をつけていますか。
- 万一家具が転倒しても、避難路をふさがない置き方をしていますか。
- テレビを壁やテレビ台に固定していますか。



避難行動要支援者とその家族のために

Ⅱ 災害時の行動と準備は

▲ 目の不自由な方は

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身につけるようにしましょう。
- 白杖や点字用品などは、常に身近に置く習慣をつけましょう。
- 揺れがおさまったら、ストーブなどの火気をご家族やご近所の人に確認してもらいましょう。
- 落下物やガラス片でケガをしないよう、まわりの状況を教えてもらいましょう。
- 停電した場合、暗順応に問題のある人は、一度深呼吸をして、気持ちを落ち着けてから行動しましょう。
- 外出していたら、周囲の人に声をかけ、まわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導してもらいましょう。



▲ 耳の不自由な方は

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身につけるようにしましょう。
- ひとり暮らしの方は、隣近所の人から災害の状況や周囲の様子、避難が必要なことなどを、紙に書いて伝えてもらいましょう。
- 家具の転倒防止など、災害に備えて室内の安全確保策を考えておきましょう。
- 外見からは聴覚などに障害があることはわかりにくいので、避難所などでは進んで申し出ましょう。
- 揺れがおさまったら、ご家族やご近所の人に地震の状況やまわりの様子などを教えてもらいましょう。
- 外出していたら、周囲の人に筆談などでまわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みましょう。



▲ 体の不自由な方は

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身につけるようにしましょう。
- 車いすを使用している方は、できるだけブレーキをかけるようにしましょう。床面が傾かない限り、地震の揺れで走り出すことはありませんが、ブレーキをかけたほうがより安全です。
- 車いすや杖、歩行器などを使用の方は、防災訓練に参加の際、実際に避難経路を通ることができるか、トイレが利用できるか等を確認しましょう。
- 携帯電話や緊急通報システムを利用した緊急連絡の方法を、ご家族やご近所の方と話し合っておきましょう。
- 杖や歩行器などを使用している方は、常に身近なところに置いて、すぐに使用できるようにしておきましょう。



知的障害のある方は

- ご家族は、日頃から地震についてわかりやすい言葉で、具体的に説明してあげましょう。実際に避難する場所へ連れて行って場所を確認したり、防災訓練などを利用して、揺れや煙の体験から慣れておくように心がけてあげましょう。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身につけるようにしましょう。
- 同じ地域に住む障害者のご家族や支援者の方と日頃から交流を持ち、情報交換に努めましょう。
- 薬を服用している場合は、薬の種類や飲み方について書かれたものを非常時持出袋に入れておきましょう。また、主治医からの指示などもあれば書いておきましょう。
- ひとりで外出中に災害にあったときは、避難の際にご家族や付き添い者と離れてしまったときの待ち合わせ場所や対処方法を、あらかじめ決めておきましょう。



▲ 内部障害（難病患者を含む）のある方は

- 内部障害のある方は、外からはわかりにくく、障害別に必要なものなどが違います。地震など、緊急時の対応については、あらかじめ医療機関と相談しておきましょう。
- 障害によっては、医療的ケアが必要なものがあります。常時使用するもので保存できるものについては、かかりつけ医と相談のうえで、5～7日分の用意をしておきましょう。
- 日頃から服用している薬について理解し、処方箋や予備の薬があれば、財布やバッグなどに入れて持ち歩きましょう。
- 人工呼吸器、吸引器、在宅血液透析など医療機器を使用している方は、常に器具の点検をしておき、避難所などでは速やかに申し出ましょう。
- あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化する恐れがありますので注意しましょう。



精神障害のある方は

- 防災のための住民の自主的な活動に参加しましょう。ひとりで行くのが不安な方は、信頼できる仲間や保健師に相談しましょう。
- 自分の病気のことや服用薬について、普段からかかりつけ医やご家族とよく相談しましょう。
- 日頃から服用している薬の処方箋や、薬局の投薬説明書を非常時持出袋に入れておきましょう。
- 慣れない避難所生活では、身体ばかりでなく病状も悪化しやすくなりますので、毎日服用している薬は必ず忘れずに飲みましょう。
- 日頃通っている学校や施設などに、災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきましょう。



ここでワンポイント②

～ 災害時にも役に立つヘルプカード～

ヘルプカードは、障害のある方があらかじめ障害のことや手助けしてほしい内容、緊急



連絡先などをカードに書いて普段から身につけておき、緊急時、災害時、困ったときに、周囲への配慮や手助けを求めやすくするためのものです。

国分寺市では、障害のある方や関係機関等からの意見を聞きながら、地域の実情に合ったヘルプカードを作成し、平成 26 年 2 月から配布を開始しました。

また、ヘルプカードの普及には、障害のある方が手助けをお願いする地域の人々や関係機関に、ヘルプカードのことや障害のことを広く知っていただくことが大切であることから、毎年イベント等の機会を捉えて、リーフレットや啓発グッズの配布等で周知を行い、障害のある方が安心してカードを活用していただけるような環境づくりに重点的に取り組んでいます。

【国分寺市のヘルプカード】

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード




国分寺市避難行動要支援者登録
登録番号 ()


あり 有 ・ 無し 無

家族などと決めた避難場所

記入日 年 月 日

自由記入欄

カードのなかに、手助けしてほしい内容が書いてあります。記載内容にそった支援をお願いします。



「すけだちくん」

わたしはこんな特徴(特性)があります。

こんなことに困ります。

こんな手助け(支援)が必要です。

このような配慮があると安心です。

わたしの基本情報

名前	
生年月日	
住所	
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 () <input type="checkbox"/> その他 ()

わたしの医療情報

病院名	
飲んでいる薬	
血液型	型 Rh(+・-)
アレルギー	

●ヘルプカードに関するお問い合わせは【障害福祉課】へ
TEL 042-312-8629

▲ 高齢者の方は

- 心身の状況によりますが、災害についての話し合いには、なるべく本人が参加するようにしましょう。
- 災害に備えて身の回りを整えておきましょう。
- 高齢者の寝室には家具はなるべく置かず、大きなものが落ちてこないように工夫しましょう。
- 外出しているときに災害にあったら、周囲の人に声を掛け、まわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みましょう。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身につけるようにしましょう。
- ご家族やご近所の方と、避難方法や緊急時の対応について相談しておきましょう。
- 避難所までの経路を確認しておきましょう。



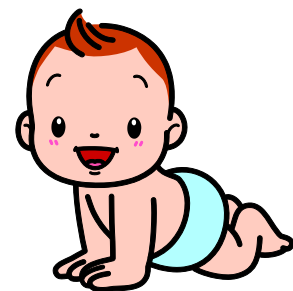
▲ 妊産婦の方は

- 母子健康手帳、健康保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- ご家族などに防災訓練に参加してもらい、妊産婦がいる場合の避難方法などを確認してもらいましょう。
- おなかや頭に落下物があたると危険なので、高いところに重いものを置かないようにしましょう。また、落下しにくいように固定したり、配置を工夫したりするなど、日頃から対策をしておきましょう。
- 環境の変化により情緒が不安定になる場合があります。そうした状況であると考えられる場合は、すぐにご家族や保健師、主治医などに相談しましょう。
- 病気に対する抵抗力が弱くなっているため、多くの人が生活する避難所では衛生面に気をつけ、体を温めるなど体温調節をして、感染予防に努めましょう。
- 具合の悪いときは早めに申し出て、協力してもらいましょう。



▲ 乳幼児のいる方は

- 子どもの成長状態や予防接種歴、病歴の把握のための母子健康手帳、健康保険証、乳幼児医療証、診察券は、いつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 乳幼児にアレルギーや持病がある場合は、普段からかかりつけ医と薬や食べ物について話し合っておきましょう。
- 非常持出袋に必要なものをまとめておきましょう。また、抱っこひもなどがあると避難時の負担が軽減されます。
- おむつやおしりふきを最低3日分は用意しておきましょう。毛布やタオル、携帯カイロなどがあれば、体温調節に役立ちます。
- ショックやストレスで母乳が出なくなることもあります。粉ミルクとほ乳瓶があると安心です。水は持ちすぎると持出品が重くなるので、実際に持って避難できる量を確認しておきましょう。
- 避難所生活でのストレスをやわらげるため、音の出ないおもちゃやぬいぐるみ、泣き止ませるためのおしゃぶりなどがあるとよいでしょう。



Ⅲ 避難所での生活について

- 避難所に着いたら、安否確認や登録のために受付をしましょう。
- 避難所内の設備や案内図などを確認しましょう。
- 外見上、障害や健康状態などがわからないこともあるため、どのような支援が必要であるかを自分から伝える、あるいは自ら伝えることができない場合は、障害者手帳や母子健康手帳などがあれば提示しましょう。
- 避難所では、地震災害初動要員などの指示に従い、他の避難住民と助け合いながら生活しましょう。
- 避難所生活や今後の生活での心配ごとなどについては、避難所の相談窓口で相談しましょう。
- 精神的な不安感や身体的な変化が生じた場合など、健康管理上の問題がある場合は、医療救護所へ相談しましょう。
- 避難所では、心身面の健康維持と水分補給が大切です。こまめな水分補給や心身のリフレッシュを心がけましょう。

(次ページ参照)



ここでワンポイント③

～ 避難所での生活で注意すること ～

食中毒

- 手洗いをする。
- 食べ残しを取り置きしない。
- 調理してから時間がたったものは食べない。
- 消費期限を過ぎたものは捨てる。

脱水症状

- こまめに水分を摂取する。
⇒ 目安は、食事以外に 1 日 1,000～1,500ml

ストレス

- 清拭
⇒ 熱いタオルで体を拭くだけでも、清潔を保つとともにリラックスする効果があります。
- 足浴
⇒ 疲労回復や入眠効果が得られます。

風邪やインフルエンザ

- 手洗い、うがいをする。
- マスクを着用する。
- 感染症の蔓延を防ぐために、定期的に室内の換気をする。
- 体を冷やさないよう、衣類や毛布などで保温する。
- インフルエンザ等の流行が予測される場合は、予防接種を受ける。

エコノミークラス症候群

- きゅうくつな場所で寝泊りしない。
- 水分を十分に摂取する。
- 定期的に体を動かす。



災害時避難施設の名称と役割

大きな地震が発生した場合、安全に避難できる最寄りの避難場所に一時避難します。

※ 避難所などの詳細については、市報と併せて配布している「国分寺市防災・ハザードマップ」をご覧ください。

※ 市ホームページにも掲載しています。

国分寺市 ハザードマップ

検索

地区災害時退避所
広域避難場所
緊急避難場所
隣接市の避難場所
その他近くの寺社、公園など

避難場所

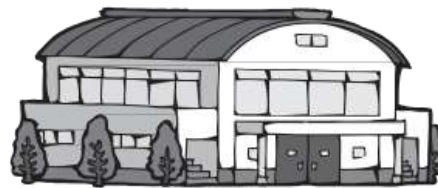
地震発生!!



一時避難

一時避難

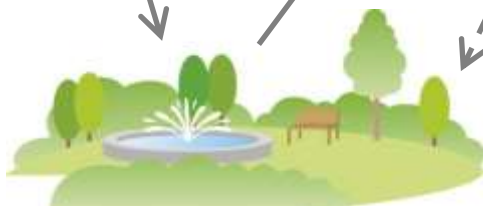
自宅に戻れないとき



地区防災センター

地区防災センターが
使えないとき

主に
災害時要配慮者を
受け入れ



広域避難場所



二次避難所
福祉避難所

- 避難場所とは … 自宅に大きな被害がない方が、一時的に身の安全を確保し、情報収集するための場所
- 避難所とは … 家屋が倒壊するなど、自宅で生活することができない方が一時的に寝泊まりする場所

	名称	役割	主な指定場所
避難場所	地区災害時退避所	地区防災センターに避難する際、身の安全を確保するために緊急に避難することができる場所。地主さんの協力を得ています。	防災協力農地 自治会・町内会等が 設定した場所
	広域避難場所	地区防災センターが危険であると予測される場合に、避難所から集団で避難するための大規模な避難場所	都立武蔵国分寺公園 史跡武蔵国分寺僧寺跡 けやき公園 他
	緊急避難場所	国分寺駅、西国分寺駅の乗降客等が避難する場所	都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校 泉町多喜窪公園
	地区防災センター	災害時に安全を確保するために避難する場所（グラウンド）	市立小学校 市立中学校 都立国分寺高校 東京経済大学
避難所	二次避難所	高齢者、障害者等の要配慮者を主に受け入れる施設	地域センター 市立の福祉施設 公民館・図書館 市立保育園 他
	福祉避難所	災害協定に基づき、乳幼児とその家族、被災障害者(児)や被災高齢者とその介護者を対象に受け入れる施設	私立保育園 障害者(児)施設 高齢者施設

※ 隣接市の避難場所に避難した場合は、その市の職員の指示に従って行動しましょう。

- 市の公式ホームページにマニュアルや申請書のデータがあります。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>

くらしの情報 > 防犯・防災 > 防災 > 避難行動要支援者登録制度

発行 国分寺市 健康部 地域共生課

〒185-8501 国分寺市泉町2丁目2-18

電話 042-325-0126 (ダイヤル)

FAX 042-325-1380

(情報更新日：令和7年7月)